

一	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）	1
二	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）	5
三	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	9
四	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	43
五	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）	45
六	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）	46
七	高速自動車国道法施行令（昭和三十一年政令第二百五十五号）	61
八	宅地建物取引業法施行令（昭和三十一年政令第三百八十三号）	67
九	山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）	69
十	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三十三号）	70
十一	都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）	71
十二	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）	72
十三	豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）	73
十四	半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）	75
十五	過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）	76
十六	沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）	77
十七	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	78
十八	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三十三号）	80
十九	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）	83
二十	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	86

改 正 案	現 行
<p>（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等）</p> <p>第九条 法第四十六条第七項の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路の附属物である自動車駐車場の新設又は改築</p> <p>三 その他国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築であつて、前二号に掲げるものとして国土交通省令で定めるもの</p> <p>（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の維持又は修繕）</p> <p>第十条 法第四十六条第八項の政令で定める国道又は都道府県道の維</p>	<p>（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設又は改築）</p> <p>第九条 法第四十六条第七項の政令で定める国道又は都道府県道の新設又は改築は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の新設又は改築</p> <p>二 (略)</p> <p>三 電線共同溝（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第二条第三項に規定する電線共同溝をいう。）の整備</p> <p>四 道路の附属物であるさく、並木、街灯、自動車駐車場、ベンチ若しくはその上屋又は自転車駐車場の設置</p> <p>五 その他国土交通省令で定める国道又は都道府県道の新設又は改築</p>

持又は修繕は、前条第一号に規定する車線の維持又は修繕とする。

第十一条 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第十二条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項第一号、第三号(道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。)、第四号、第五号、第十四号、第十五号(同法第四十六條第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。)、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号(同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)並びに第四条の二第一項第二号(同法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。)及び第三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならぬ。

第十条 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第十一条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項第四号、第十一号の四、第十二号(道路法第四十六條第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。)、第十四号、第十四号の二、第十六号、第十七号及び第二十一号(同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)に掲げるもの

2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

二 電線共同溝整備法第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

2 市町村は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。）又は第二号から第四号までに掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

4 市町村が法第五十八条の規定により道路の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該道路について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は

第十三条 (略)

(都市再生整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第十四条 法第七十四条第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

第十二条 (略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進（<u>第三条―第七条の二</u>）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>（業務に関する計画の記載事項）</p> <p><u>第七条の二</u> 法第三十条の二第三項の規定による業務に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 <u>当該業務に係る法第三十条の二第一項に規定する事業の実施区域</u></p> <p>二 <u>当該業務に係る従前居住者用賃貸住宅の戸数</u></p> <p>三 <u>当該業務の実施期間</u></p> <p>四 <u>その他当該業務に関する基本的な事項</u></p> <p>（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定）</p> <p>第三十七条 法第二百八条第三項の規定による土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の準用についての技術的読替えは、次の</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進（<u>第三条―第七条</u>）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定）</p> <p>第三十七条 法第二百八条第三項の規定による土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の準用についての技術的読替えは、次の</p>

表のとおりとする。

(略)	読み替えるべき規定	(略)	読み替えられるべき字句	(略)	読み替える字句
(略)	第百三十三 条第一項及 び第二項	損失の補償	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	(略)	(略)
(略)	第百三十三 条第三項	起業者 土地所有者又は 関係人	施行者	裁決申請者	(略)

(土地の明渡しに伴う損失補償に係る裁決申請等について土地収用

表のとおりとする。

(略)	読み替えるべき規定	(略)	読み替えられるべき字句	(略)	読み替える字句
(略)	第百三十三 条第一項	損失の補償	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	(略)	(略)
(略)	第百三十三 条第二項	起業者 土地所有者又は 関係人	施行者	裁決申請者	(略)

(土地の明渡しに伴う損失補償に係る裁決申請等について土地収用

法を準用する場合の読替規定)

第三十九条 法第二百三十二条第五項において準用する法第二百十八条第三項の規定による土地収用法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句
(略)	(略)	起業者	土地所有者又は関係人	読み替える字句
(略)	(略)	施行者	裁決申請者	(略)

(防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地)

第五十七条 法第三百一条第三号イの政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一・二 (略)

三 法第三百一条第二号に規定する事業の用に供する土地

法を準用する場合の読替規定)

第三十九条 法第二百三十二条第五項において準用する法第二百十八条第三項の規定による土地収用法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句
(略)	(略)	起業者	土地所有者又は関係人	読み替える字句
(略)	(略)	施行者	裁決申請者	(略)

(防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地)

第五十七条 法第二百九十条第三号イの政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一・二 (略)

三 法第二百九十条第二号に規定する事業の用に供する土地

四 (略)

(防災都市施設の整備のために必要な土地)

第五十八条 法第三百一条第三号口の政令で定める土地は、防災都市施設の整備に関する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

(大都市等の特例)

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)において、法第三百八条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節、第九十一条第一項及び第九十二条第一項、法第九十三条において準用する都市再開発法第六十二条第一項及び第二項、法第九十七条、第二百三十三条第二項及び第三項並びに第二百八十三条第一項並びに同条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項から第三項まで及び第八十二条第一項の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

四 (略)

(防災都市施設の整備のために必要な土地)

第五十八条 法第二百九十条第三号口の政令で定める土地は、防災都市施設の整備に関する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

(大都市等の特例)

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)において、法第二百九十七条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節、第九十一条第一項及び第九十二条第一項、法第九十三条において準用する都市再開発法第六十二条第一項及び第二項、法第九十七条、第二百三十三条第二項及び第三項並びに第二百八十三条第一項並びに同条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項から第三項まで及び第八十二条第一項の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 道路管理者等（第一条―第六条）</p> <p>第二章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 長時間放置された車両の保管の手續等（第三十条の二―第三十条の五）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 道路管理者等</p> <p>（都道府県等が行う国道の新設又は改築）</p> <p>第一条 道路法（以下「法」という。）第十二条ただし書の政令で定める特別の事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号）による改正前の法（次号において「改正前の法」という。）第十三条第一項の規定により都道府県知事が施行した工事と一体として施行する必要があること。</p> <p>四 改正前の法第十三条第一項の規定により都道府県知事が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行つたこと</p>	<p>目次</p> <p>第一章 道路管理者（第一条―第六条）</p> <p>第二章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 長時間放置された車両の保管の手續等（第三十条の二―第三十条の四）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 道路管理者</p> <p>（都道府県が行う国道の新設又は改築）</p> <p>第一条 道路法（以下「法」という。）第十二条但書の政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号）による改正前の法（以下次号において「改正前の法」という。）第十三条第一項の規定により都道府県知事が施行した工事と一体として施行する必要があること。</p> <p>四 改正前の法第十三条第一項の規定により都道府県知事が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行なつたこと</p>

。五 法第五条第一項の規定による指定があつた日（次号において「指定日」という。）前に法第十五条の規定により都道府県が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行ったこと。

六（略）

2（略）

3 第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、法第十七条第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「都道府県知事又は都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村の長又は指定市以外の市町村」と、同項第五号及び第六号中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理の告示）

第一条の四 国土交通大臣は、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行うこととする場合においては、あらかじめ、管理の区間、管理の内容、管理の始期及び管理者を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

（指定市以外の市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新

と。五 法第五条第一項の規定による指定があつた日（以下次号において「指定日」という。）前に法第十五条の規定により都道府県が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行ったこと。

六（略）

2（略）

（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理の告示）

第一条の四 国土交通大臣は、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行うこととする場合においては、管理の区間、管理の内容、管理の始期及び管理者を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、その旨を告示してしなければならない。

設等)

第一条の五 法第十七条第三項の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

- 一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、植樹帯、路肩、横断歩道橋、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の新設、改築、維持又は修繕
- 二 道路の附属物であるさく、並木、街灯、自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築

(管理の特例の場合の読替規定)

第一条の六 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第五項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句 (法第十七条第一項の場合)	読み替える字句 (法第十七条第二項の場合)
---------	-----------	--------------------------	--------------------------

(管理の特例の場合の読替規定)

第一条の五 法第十七条第一項又は第二項の場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	
		法第十七条第一項の場合	法第十七条第二項の場合

第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項、第九十六条第二項			第十三条第四項	都道府県
(略)	(略)		第一項	都道府県
第十三条第四項、第十九条第二	都道府県の			
(略)	(略)	関係都道府県	第十七条第一項	指定市
指定市の	(略)	関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市(第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条第五項において同じ。)	第十七条第二項	指定市以外の市
の	(略)	関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市		

第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項、第九十六条第二項			第十三条第四項	都道府県
(略)	(略)		第一項	都道府県
第十三条第四項、第十九条第二	都道府県の			
(略)	(略)		第十七条第一項	指定市
指定市の	(略)		第十七条第二項	指定市以外の市
の	(略)			

第二項、第五十条第二項から第四項まで	(略)	法第十七条第三項の場合における同条第五項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える規定	第二項第二号、第六号及び第七号
	(略)		読み替えられる字句	
	(略)		読み替える字句	
	(略)		道路管理者又は指定市以外の市	

(略)	第十三条第四項	項、第五十条第二項から第四項まで
(略)	関係都道府県	
(略)	関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市(第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条第五項の項において同じ。)	
(略)	関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市	

第十八条第一項					第十三条第四項
第十六条又は	関係都道府県	都道府県の	修繕又は災害復旧	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	
第十六条若しく	当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をい う。）				町村
		指定市以外の市町村の	修繕	第十七条第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	

<p>第二十一条、第二十二条 第一項、第二十三条第一 項、第二十四条、第二十 四条の二第一項及び第三 項、第二十四条の三、第 三十二条、第三十三条第 一項、第三十四条から第 三十六条まで、第三十八 条、第三十九条第一項、 第四十条第二項、第四十 一条、第四十二条第一項</p>	
<p>道路管理者</p>	<p>「道路管理者」という。</p>
<p>道路管理者等</p>	<p>は</p> <p>「道路管理者」と いう。）又は指 定市以外の市町 村（以下「道路 管理者等」と総 称する。） 決定し、道路管 理者は</p>

、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二

<p>条第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項</p>	<p>第二十四條の二第一項</p>	<p>第三十九條第二項</p>	<p>第四十七條の四第一項</p>
	<p>道路の</p>	<p>駐車料金</p>	<p>道路管理者 道路管理者は、第四十六條第一項</p>
	<p>道路管理者にあつては道路の</p>	<p>指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車、駐車を駐場に自転車、駐車を駐車させる者から、駐車料金</p>	<p>当該占用料を徴収する道路管理者等 第四十六條第一項</p>

第五十条第三項	第五十条第三項及び第四項、第五十三条第二項	第五十条第二項	
当該国道の所在する都	他の都道府県	県 ものにあつては都道府	当該都道府県
指定市以外の市	都道府県	市町村 該指定市以外の 用にあつては当 設等に要する費 が行う歩道の新 市以外の市町村 係るもので指定 区間外の国道に 負担とし、指定 ては都道府県の 除く。）にあつ に要する費用を う歩道の新設等 外に要する費用を もの（指定市以 外の市町村が行	当該指定市以外 の市町村

第六十四条第一項	第六十一条第二項	第五十三条第二項		第五十条第四項		
連結料並びに	道路管理者	都道府県に	都道府県が	関係都道府県	国道の所在する都道府県	道府県
連結料、	当該負担金を徴収する道路管理者等	指定市以外の市町村に	指定市以外の市町村が	当該指定市以外の市町村及び関係都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	町村で当該国道の所在するもの

<p>第七十三条第一項</p>	<p>負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市</p>	<p>負担金並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第四項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村負担金等を徴収すべき道路管理者等</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第七十六条	第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十五条第三項		第七十五条第二項	第七十四条第二項
次に掲げる事項を都道	道路管理者	都道府県道及び指定市の市道に 関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に 関し、次の各号に 掲げる場合において は、指定市以外の市町村	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において
第一号、第二号	指定市以外の市町村	、都道府県道に 関し、次に掲げる 場合において は、指定市以外 の市町村	指定市以外の市町村	新設又は改築を しようとする指 定市以外の市町 村

第九十六条第二項			
又は市町村に	都道府県である道路管 理者	又は市町村である道路 管理者	府県である場合にあつ ては国土交通大臣に、 市町村である場合に あつては都道府県知事
又は市町村に	都道府県である 道路管理者又は 指定市以外の市 町村	若しくは市町村 である道路管理 者又は指定市以 外の市町村	及び第四号に掲 げる事項（同号 に掲げる事項に あつては、第三 十九条第二項の 規定により定め た条例に限る。 ）を国土交通大 臣
又は指定市以外 の市町村に	若しくは市町村 又は指定市以外 の市町村に		

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下単に「原動機付自転車」という。)を含む。次条及び第三十九条第二項第五号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車)

第三条の三 法第二十四条の二第一項ただし書の政令で定める自動車の維持その他特別の理由に基づき当該自動車駐車場又は自転車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車又は自転車で、国土交通大臣が定めるものとする。

(指定区間内の国道に設けられる有料の自動車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に設けられる自動車駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、当該自動車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、その旨を告示してしなければならない。

(駐車料金を徴収することができない自動車)

第三条の三 法第二十四条の二第一項ただし書の政令で定める自動車は、道路の改築、修繕、災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該自動車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車で、国土交通大臣が定めるものとする。

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一〇十一 (略)

一二〇十五 (略)

十六 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

一七〇 (略)

十八 法第四十七条の七第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

十九 法第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。

二〇〇二十二 (略)

二三 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防御に従事させること。

二四〇三十二 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一〇十一 (略)

一二〇十二 (略)

十二の二 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。

一三〇 (略)

十三の二 法第四十七条の六第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

一三の三〇十四の二 (略)

十五 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者若しくはその付近に居住する者を防御に従事させること。

一六〇二十四 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。但し

し、前項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が

道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十三号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号まで、第二十七号及び第二十八号に掲げる権限

二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。

三 法第二十四条本文の規定により道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

四 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第九号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

、前項第十六号及び第十七号に規定する権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

- 五 法第三十二条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。
- 六 法第四十五条第一項又は第四十七条の四第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設置すること。
- 七 法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 八 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定並びに法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項並びに第四十条第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。
- 九 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。
- 十 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。
- 十一 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする

るとき及び自動車駐車を設けようとするときに係る部分を除く。
（）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

十三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

十四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

十五 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

十六 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

十七 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を

講ずべきことを命ずること。

十八 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。

十九 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をする事。

二十 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。

二十一 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第四項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第三項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 三 (略)

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第二項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行うことのできる権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 (略)

四 法第四十七条の七第二項又は第四十八条の十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第四十七条の十（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

六 （略）

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣又は指定市以外の市町村は、法第二十七条第一項又は第二項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、同条第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

一 第四条第一項第一号に掲げる権限

四 法第四十七条の六第二項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第四十七条の九（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

六 （略）

（道路一体建物に関する協定の締結についての意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者に代わつて法第四十七条の六第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、同条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更

二・三 (略)

四 法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結すること。

五 (略)

3| 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第一項第六号、第七号、第十二号、第十四号から第十七号まで及び第二十一号並びに前項第二号から第五号までに掲げる権限

二 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

三 電線共同溝整備法第十八条の規定により電線共同溝管理規程を定めること。

四 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議を成立させること。

4| 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収した

すること。

二・三 (略)

四 法第四十七条の六第一項の規定により協定を締結すること。

五 (略)

ときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七 (略)

八 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第六号に掲げる施設に設けるものを除く。)

九 法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(次号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者の利便の増進に

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七 (略)

八 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(側車付きのものを除く。以下単に「原動機付自転車」という。)又は同法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第六号に掲げる施設に設けるものを除く。)

九 法第三十三条第二項に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(次号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者の利便の増進に資する

資するもの

十 (略)

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 (略)

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十六条の二 法第三十三条第二項第二号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

もの

十 (略)

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 (略)

- 一 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋
- 二 花壇その他道路の緑化のための施設
- 三 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車場であつて、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第七条第一項に規定する総合計画にその整備に関する事業の概要が定められたもの

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第九号及び第十号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に应じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第九号及び第十号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に应じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場

）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

254 (略)

（違法放置物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等）についての準用）

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十三号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、道路予定区域に係る違法放置物件について準用する。

（都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等）についての準用）

第二十六条 第二十一条から第二十三条までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の

合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

254 (略)

（違法放置物件に関する規定の道路予定区域についての準用）

第十九条の十一

第十九条の五から前条までの規定は、道路予定区域に係る違法放置物件について準用する。

（指定市又は指定市以外の市が管理する場合）

第二十六条 第二十一条から第二十三条までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は法第十七条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合

規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条及び第二十三条第三項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、第二十一条中「都道府県の」とあるのはそれぞれ「指定市の」又は「指定市以外の市の」と、同条及び第二十三条第一項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条及び第二十三条中「都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定市負担額」又は「指定市以外の市負担額」と、第二十二條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三条第一項前段中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同項後段中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市又は都道府県」又は「関係指定市以外の市又は都道府県」と読み替えるものとする。

2 第二十二條の規定は、法第十七條第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十二條中「都道府県」とあるのは、「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

3 前條の規定は、法第十七條第一項から第三項までの規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前條中「都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条及び第二十三条第三項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、第二十一条中「都道府県の」とあるのはそれぞれ「指定市の」又は「指定市以外の市の」と、同条及び第二十三条第一項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条及び第二十三条中「都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定市負担額」又は「指定市以外の市負担額」と、第二十二條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三条第一項前段中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同項後段中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市又は都道府県」又は「関係指定市以外の市又は都道府県」と読み替えるものとする。

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 法第五十六条の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費用に関する補助金の額は、当該費用の額（道路の新設、改築又は修繕の場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額。）に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じた額とする。

2 前項の規定は、法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は当該歩道の新設等に係る国道若しくは都道府県道の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは、「道路管理者又は法第十七条第三項の規定により国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 法第五十六条の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費用に関する補助金の額は、当該費用の額（道路の新設、改築又は修繕の場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額。以下本節において「補助基本額」という。）に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じた額とする。

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について、準用する。この場合において第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは「道路管理者」と読み替えるものとする。

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十二号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 五 (略)

六 (略)

(歩行者の通行の安全の確保に資する道路の改築)

第三十五条の二 法第四十七条の五第一項の政令で定める道路の改築は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置
- 二 突角の切取り又は歩道の拡幅(いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。)
- 三 横断歩道橋の設置

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号に規定する政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者が設けるもの
- 三 五 (略)
- 六 自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して道路管理者が設けるもの

七 (略)

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第三十五条の三 法第四十八条の十七第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの(当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。)

二 道路の通行者又は利用者的一般交通に関し案内を表示する標識

三 自動車駐車場又は自転車駐車場(いずれも道路に接して設けられたものに限る。)

四 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

五 花壇その他道路の緑化のための施設

六 道路に接して設けられた公衆便所

(手数料及び延滞金)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日まで
に道路管理者である都道府県若しくは指定市又は法第二十七条第二
項の規定により第四条第一項第四号に掲げる権限を道路管理者に代
わつて行う指定市以外の市町村が徴収すべきものに係る手数料及び
延滞金については、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指
定の際現に当該指定区間の存する都道府県若しくは指定市又は当該

(手数料及び延滞金)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日まで
に道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものに係る手
数料及び延滞金については、前三項の規定にかかわらず、当該指定
区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法
第七十三条第二項の規定に基づく条例で定めている手数料及び延滞
金の例による。

権限を道路管理者に代わつて行う指定市以外の市町村が法第七十三条第二項の規定に基づき条例で定めている手数料及び延滞金の例による。

(都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築)

第三十八条の二 法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築は、車道又は歩道の幅員の変更(歩道にあつては、その拡幅を除く。)及び交通島、中央帯又は植樹帯の設置とする。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第四号及び第九号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第三十八条の四 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築等)

第三十八条の二 法第九十五条の二第一項に規定する政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築は、突角の切取り、車道又は歩道の幅員の変更及び交通島、中央帯又は植樹帯の設置とする。

2 道路管理者は、第三十四条の三第六号の自転車駐車場(道路上に設けるものに限る。)を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 (略)

(事務の区分)

第三十八条の四 この政令の規定により都道府県、指定市又は法第七十条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務(第二十三条第三項(第二十六条において準用する場合を含む。))において準用

一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第三項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。））において読み替えて準用する第二十三条第一項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定及び第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

二 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

（権限の委任）

第三十九条（略）

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〜四（略）

五 第三条の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車^レを定めること。

六（略）

七 第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一

する第二十三条第一項及び第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする^レ。

（権限の委任）

第三十九条（略）

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〜四（略）

五 第三条の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車^レを定めること。

六（略）

七 第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条にお

項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により負担基本額、都道府県負担額(指定市負担額及び指定市以外の市負担額を含む。)及び都道府県分担額を通知すること。

3
(略)

いて準用する場合を含む。)の規定により負担基本額、都道府県負担額(指定市負担額及び指定市以外の市負担額を含む。)及び都道府県分担額を通知すること。

3
(略)

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
政令	事務	
(略)	(略)	<p>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</p> <p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第三項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を第一項において読み替えて準用する場合を</p>
現行		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
政令	事務	
(略)	(略)	<p>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</p> <p>この政令の規定により都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）において準用する第二十三条第一項及び第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）</p>

(略)	(略)
	<p>含む。)の規定及び第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。</p> <p>二 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に關し処理することとされている事務(第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。)</p>
(略)	(略)

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（第五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土交通大臣の権限）</p> <p>第七条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第二十五号、第二十七号及び第二十八号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第二項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第六条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国土交通大臣の権限）</p> <p>第七条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第十七号、第十九号及び第二十号を除く。）及び第二項の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第六条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案		現 行	
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理については、法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。</p>			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句		次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
場合	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合

			(略)
	第十八条第一項	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者（指定区間の国道にあつては国土交通大臣、指定区間の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）	(略)
決定して		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	(略)
決定し、第十二 条、第十三条第 一項若しくは第 一項若しくは第	決定し、第十二 条、第十三条第 一項若しくは第	地方道路公社	(略)

			(略)
	第十八条第一項	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者（指定区間の国道にあつては国土交通大臣、指定区間の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）	(略)
決定して		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	(略)
決定し、第十二 条、第十三条第 一項若しくは第 一項若しくは第	決定し、第十二 条、第十三条第 一項若しくは第	地方道路公社	(略)

第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十条第一項、第三十四条から第三十六条まで、	(略)	
道路管理者	(略)	
機構	(略)	三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者(指定区間の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は
地方道路公社	(略)	三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者(指定区間の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は

第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十条第一項、第三十四条から第三十六条まで、	(略)	
道路管理者	(略)	
機構	(略)	三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者(指定区間の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は
地方道路公社	(略)	三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者(指定区間の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は

第四十条第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三、第四十七條の六、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十二、第六十六條第一項、第六十八條、第六十九條、第七十一條第一

第四十条第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三、第四十七條の五、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十二、第六十六條第一項、第六十八條、第六十九條、第七十一條第一

第二項	第四十七條の七	(略)	第四十五條第一項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條の十一第二項	(略)	項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第八十七條第一項、第九十一條第三項、第九十六條第五項
	協定を	(略)	道路管理者	(略)	
	機構が協定を	(略)	機構及び会社	(略)	
	協定を 地方道路公社が	(略)	地方道路公社	(略)	

第二項	第四十七條の六	(略)	第四十五條第一項、第四十七條の四、第四十七條の六第一項、第四十八條の十一第二項	(略)	項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第八十七條第一項、第九十一條第三項、第九十六條第五項
	協定を	(略)	道路管理者	(略)	
	機構が協定を	(略)	機構及び会社	(略)	
	協定を 地方道路公社が	(略)	地方道路公社	(略)	

(略)

(略)

(略)

(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條	道路管理者	有料道路管理者

(略)

(略)

(略)

(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條	道路管理者	有料道路管理者

第一項、第三十四條から第三十九條まで、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三、第四十七條の四、第四十七條の七、第四十七條の九第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の

第一項、第三十四條から第三十九條まで、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三、第四十七條の四、第四十七條の六、第四十七條の九第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の

(略)	、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百二条第一号、第三号及び第四号、第一百三条、第一百四条
(略)	
(略)	

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

(略)	第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百二条第一号、第三号及び第四号、第一百三条、第一百四条
(略)	
(略)	

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第四十七条の七第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十三号若しくは第二十五号若しくは第十七条第一項第六号、第十八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十条の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十	道路管理者	国土交通大臣	機構
(略)	(略)	(略)	(略)
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第四十七条の六第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十三号若しくは第二十五号若しくは第十七条第一項第六号、第十八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十条の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十	道路管理者	国土交通大臣	機構
(略)	(略)	(略)	(略)
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

<p> 三条第一項、第三十四條から第三十六條まで、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三、第四十七條の六、第四十八條第二項及び第四項、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第九十六條第五項 </p>			
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

<p> 三条第一項、第三十四條から第三十六條まで、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三、第四十七條の五、第四十八條第二項及び第四項、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第九十六條第五項 </p>			
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

(略)	第四十五条第一項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項	(略)	道路管理者	(略)	国土交通大臣	(略)	機構及び会社	(略)
-----	-----------------------------	-----	-------	-----	--------	-----	--------	-----

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定		読み替えられる字句	
次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句		機構及び会社が行う道路(高速自動車国道を除く)	地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く)

(略)	第四十五条第一項、第四十七條の四、第四十七條の六第一項	(略)	道路管理者	(略)	国土交通大臣	(略)	機構及び会社	(略)
-----	-----------------------------	-----	-------	-----	--------	-----	--------	-----

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定		読み替えられる字句	
次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句		機構及び会社が行う道路(高速自動車国道を除く)	地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く)

(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の三 第二号	道路管理者又は 法第十七条第三 項の規定により 歩道の新設等を 行う指定市以外 の市町村	会社	地方道路公社
		場合	場合
		く。)の管理に ついて適用する	く。)の管理に ついて適用する

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	---------	-----	-----------	-----	---------

(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の三 第二号及び第六 号	道路管理者	会社	地方道路公社
		場合	場合
		く。)の管理に ついて適用する	く。)の管理に ついて適用する

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	---------	-----	-----------	-----	---------

<p>第十九条の六第一項 第一号及び第二項、 第十九条の七、第十 九条の九、第十九条 の十、第十九条の十 二から第十九条の十 五まで、第三十条の 三第一項第一号及び 第二項、第三十条の 四</p>	<p>第十九条の三第二 号</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は法第 十七条第三項の規定 により歩道の新設等 を行う指定市以外の 市町村</p>	<p>有料道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------	--------------	--------------------------------------------------------------------	----------------	----------------

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただ

<p>第十九条の六第一項 第一号及び第二項、 第十九条の七、第十 九条の九、第十九条 の十、第十九条の十 二から第十九条の十 五まで、第三十条の 三第一項第一号及び 第二項、第三十条の 四、第三十四条の三 第二号及び第六号</p>	<p>3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただ</p>	<p>道路管理者</p>		<p>有料道路管理者</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------	--	----------------	--

し書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄	(略)
第三十四条の三 第二号	道路管理者又は 法第十七条第三 項の規定により 歩道の新設等 を行う指定市以外 の市町村	国土交通大 臣	会社				

し書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄	(略)
第三十四条の三 第二号及び第六 号	道路管理者	国土交通大 臣	会社				

改正案	現行
<p>（区域の決定の公示等）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定による高速自動車国道の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）<u>第四十七条の六</u>の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 法第七条第一項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一の図面（法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法<u>第四十七条の六</u>の規定により立体的区域とした区間については、千分の一以上で国土交通省令で定める縮尺の図面）に当該区域を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体</p>	<p>（区域の決定の公示等）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定による高速自動車国道の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）<u>第四十七条の五</u>の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 法第七条第一項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一の図面（法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法<u>第四十七条の五</u>の規定により立体的区域とした区間については、千分の一以上で国土交通省令で定める縮尺の図面）に当該区域を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体</p>

の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)
第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二	道路管理者	国土交通大臣	(略)

の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)
第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二	道路管理者	国土交通大臣	(略)

、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十七条の十第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項

、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三から第四十七条の五まで、第四十七条の六第一項、第四十七条の九第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百零一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百三

(略)	第四十七條の七第二項、 第四十八條の十八第三項	第四十七條の六、第九十 一條第一項	(略)	第二十四條	、第一百一條第四号及び第 五号、第一百二條第一号、 第三号及び第四号、第百 三條、第百四條
(略)	道路管理者の 関係地方整備局 又は北海道開発 局の	道路管理者は 国土交通大臣は	第十八條第一項	第十二條、第十三條第 三項、第十七條第三項 又は第十九條から第二 十二條まで	
(略)	関係地方整備局 又は北海道開発 局の	国土交通大臣は	高速自動車国道 法第七條第一項	第二十一條若し くは第二十二條 又は高速自動車 国道法第八條	

(略)	第四十七條の六第二項	第四十七條の五、第九十 一條第一項	(略)	第二十四條	条、第百四條
(略)	道路管理者の 関係地方整備局 又は北海道開発 局の	道路管理者は 国土交通大臣は	第十八條第一項	第十二條、第十三條第 三項又は第十九條から 第二十二條まで	
(略)	関係地方整備局 又は北海道開発 局の	国土交通大臣は	高速自動車国道 法第七條第一項	第二十一條若し くは第二十二條 又は高速自動車 国道法第八條	

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
 第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十四条の三第二号	第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四	(略)	読み替える道路法施行令の規定
道路管理者又は法第七條第三項の規定により歩道の新設等を行う	道路管理者	(略)	読み替えられる字句
国土交通大臣	国土交通大臣	(略)	読み替える字句

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
 第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十四条の三第二号及び第六号	第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四、第三十四条の三第二号及び第六号	(略)	読み替える道路法施行令の規定
	道路管理者	(略)	読み替えられる字句
	国土交通大臣	(略)	読み替える字句

(略)	
(略)	指定市以外の市町村
(略)	

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十二の三（略）</p> <p>十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項、第百九十七条第一項、第二百三十二条、第二百八十三条第一項、第二百九十四条、第二百九十五条第五項並びに第二百九十八条第四項</p> <p>十三〇二十四（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の八、第四十八条の十九及び第九十一条第一項</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十二の三（略）</p> <p>十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項、第百九十七条第一項、第二百三十二条並びに第二百八十三条第一項</p> <p>十三〇二十四（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の七及び第九十一条第一項</p>

二十六(三十三) (略)
2・3 (略)

二十六(三十三) (略)
2・3 (略)

改正案	現行
<p>（交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附属物） 第一条（略） 2（略） 3 法第二条第三項第二号口に規定する政令で定める道路の附属物は、道路情報提供装置、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第六号に掲げるもの及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第三号から第五号までに掲げるものとする。</p> <p>（法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業） 第二条の三 法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業は、道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第六号に掲げるもの又は道路法施行令第三十四条の三第三号に掲げるもので安全な交通を確保するためのものの設置に関する事業とする。</p>	<p>（交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附属物） 第一条（略） 2（略） 3 法第二条第三項第二号口に規定する政令で定める道路の附属物は、道路情報提供装置、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第六号に掲げるもの及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第三号から第六号までに掲げるものとする。</p> <p>（法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業） 第二条の三 法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業は、道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第六号に掲げるもの又は道路法施行令第三十四条の三第三号若しくは第六号に掲げるもので安全な交通を確保するためのものの設置に関する事業とする。</p>

○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防災街区整備推進機構に対する資金の貸付けの対象となる土地）</p> <p>第十一条 法第一条第二項第一号の政令で定める土地は、都市計画法第十二条の四第一項第二号の防災街区整備地区計画の区域内の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第三百一条第三号イ</u>に掲げる土地とする。</p>	<p>（防災街区整備推進機構に対する資金の貸付けの対象となる土地）</p> <p>第十一条 法第一条第二項第一号の政令で定める土地は、都市計画法第十二条の四第一項第二号の防災街区整備地区計画の区域内の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第二百九十条第三号イ</u>に掲げる土地とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第三十七条の三 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の十一に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。</p> <p>一 道路法第四十七条の七第一項第一号に規定する道路一体建築物の建築</p> <p>二（略）</p>	<p>（法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第三十七条の三 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の十一に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。</p> <p>一 道路法第四十七条の六第一項第一号に規定する道路一体建築物の建築</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条 道府県は、豪雪地帯対策特別措置法（以下「法」という。）第十四条第一項の規定により市町村道の改築に関する工事を<u>行おう</u>とするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。</p> <p>2 法第十四条第二項の規定により道府県が市町村道の道路管理者に代わつて<u>行</u>う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。</p> <p>3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り<u>行</u>うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても<u>行</u>うことができる。</p> <p>4 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条 道府県は、豪雪地帯対策特別措置法（以下「法」という。）第十四条第一項の規定により市町村道の改築に関する工事を<u>行な</u>うとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。</p> <p>2 法第十四条第二項の規定により道府県が市町村道の道路管理者に代わつて<u>行な</u>う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。</p> <p>3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り<u>行な</u>うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても<u>行な</u>うことができる。</p> <p>4 法第十四条第二項に規定する道府県が代わつて<u>行な</u>う権限のうち政令で定めるものは、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十四号までに掲げ</p>

権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

るものとする。

5 道府県知事は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号及び第十八号の権限を行なつたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

改正案	現行
<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（い）<u>ずれも協定の締結に係る部分に限る。</u>次項において同じ。）<u>に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行つたときは、<u>遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</u></p>	<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号又は第十八号の権限を行つたときは、<u>遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（い）<u>ずれも協定の締結に係る部分に限る。</u>次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の六第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十三号の二又は第十八号の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第二項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>6（略）</p>	<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>5（略）</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十八号及び第十九号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、第二項の権限又は第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十八号及び第十九号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第二十六号に係る部分に限る。）、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、前項の権限又は第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十八号に係る部分に限る。）、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は</p>

廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限

二～四 （略）

廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限

二～四 （略）

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三三号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条（略） 2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	読み替える道路法の規定	（略）	読み替える道路法の規定	（略）	読み替える道路法の規定	（略）	
	読み替えられる字句	（略）	読み替えられる字句	（略）	読み替えられる字句	（略）	
	読み替える字句	（略）	読み替える字句	（略）	読み替える字句	（略）	
<p>第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条の十一第二項</p>	道路管理者	道路管理者及び管理有料高速道路承継会社	<p>第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の六第一項、第四十八条の十一第二項</p>	道路管理者	道路管理者及び管理有料高速道路承継会社		

第三十四条の三第二号			読み替える道路法施行令の規定	3 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	
		第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四	(略)		読み替えられる字句	(略)
	道路管理者又は法第十条第三項の規定により歩道の新設等を行う	管理有料高速道路承継会社	(略)		読み替える字句	(略)

第三十四条の三第二号及び第六号			読み替える道路法施行令の規定	3 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	
		第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四	(略)		読み替えられる字句	(略)
		道路管理者 管理有料高速道路承継会社	(略)		読み替える字句	(略)

指定市以外の市町村

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（第十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、<u>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</u>第四条第一項第四号、第十四号、第十五号（<u>道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。</u>）次項において同じ。）<u>、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）</u>に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、<u>成立した協議の内容を公示しなければならない。</u></p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、<u>成立した協議の内容を公示しなければならない。</u></p> <p>一 <u>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</u>第四条第一項第四号、第十一号の四、第十二号（<u>道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。</u>）次項において同じ。）<u>、第十四号、第十四号の二、第十六号、第十七号及び第二十一号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）</u>に掲げるもの</p> <p>二 <u>電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下この条において「電線共同溝整備法」という。）</u>第四</p>

2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十四号又は第十五号に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

2 市町村は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。）又は第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

4 市町村が法第三十二条の規定により道路特定事業を実施する場合において、道路管理者が当該道路について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

[

改正案	現行
<p>（都市計画課の所掌事務）</p> <p>第八十七条 都市計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（第三章、<u>第六章第一節、第三節及び第四節並びに第八章を除く。</u>）の施行に關すること（<u>防災街区計画整備組合が施行する防災街区整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に關することを除く。</u>）。</p> <p>四（略）</p> <p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する建築物の建替計画及び避難経路協定並びに同法の規定による延焼等危険建築物に対する措置に關すること。</p> <p>三〇八（略）</p>	<p>（都市計画課の所掌事務）</p> <p>第八十七条 都市計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（第三章並びに第六章第一節、第三節及び第四節を除く。）の施行に關すること（<u>防災街区計画整備組合が施行する防災街区整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に關することを除く。</u>）。</p> <p>四（略）</p> <p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する建築物の建替計画及び同法の規定による延焼等危険建築物に対する措置に關すること。</p> <p>三〇八（略）</p>